

障 第 5 3 6 号
令和 5 年 8 月 2 日

障害福祉サービス等運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等に関する告示の改正について（通知）

平素は、本県の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管等」という。）に関して規定されている告示については、令和 5 年 6 月 3 0 日に改正され、同日適用されたところです。

つきましては、その改正内容等について、別紙のとおり周知させていただきますので内容について御確認いただくようお願いいたします。

< 研修担当 >

在宅福祉班 桑原

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404003@pref.wakayama.lg.jp

< 事業所指定担当 >

施設福祉班 北東、鈴木

TEL : 073-441-2537 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

障 第 5 3 6 号
令和 5 年 8 月 2 日

各市町村障害福祉主管課長
各振興局健康福祉部長（串本支所）長 } 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等に関する告示の改正について（通知）

このことについて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サビ管等」という。）に関して規定されている告示は、令和 5 年 6 月 3 0 日に改正され、同日適用されたところです。

つきましては、その改正内容等について、別紙のとおり周知させていただきますので内容について御確認いただくようお願いいたします。

なお、県内障害福祉サービス等運営法人の長あてには、別途通知しておりますので、念のため申し添えます。

< 研修担当 >

在宅福祉班 桑原

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404003@pref.wakayama.lg.jp

< 事業所指定担当 >

施設福祉班 北東、鈴木

TEL : 073-441-2537 FAX : 073-432-5567

MAIL : e0404002@pref.wakayama.lg.jp